資料２－１

計議第２９１号議案付図

計議第２９１号議案　京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の決定（京都市決定）
（京都橘大学地区地区計画）

目次	
	P. １　計議第２９１号議案　総括図
	P. ２　計議第２９１号議案　計画図

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定（京都市決定）
京都橘大学地区地区計画　総括図（縮尺1/25,000）

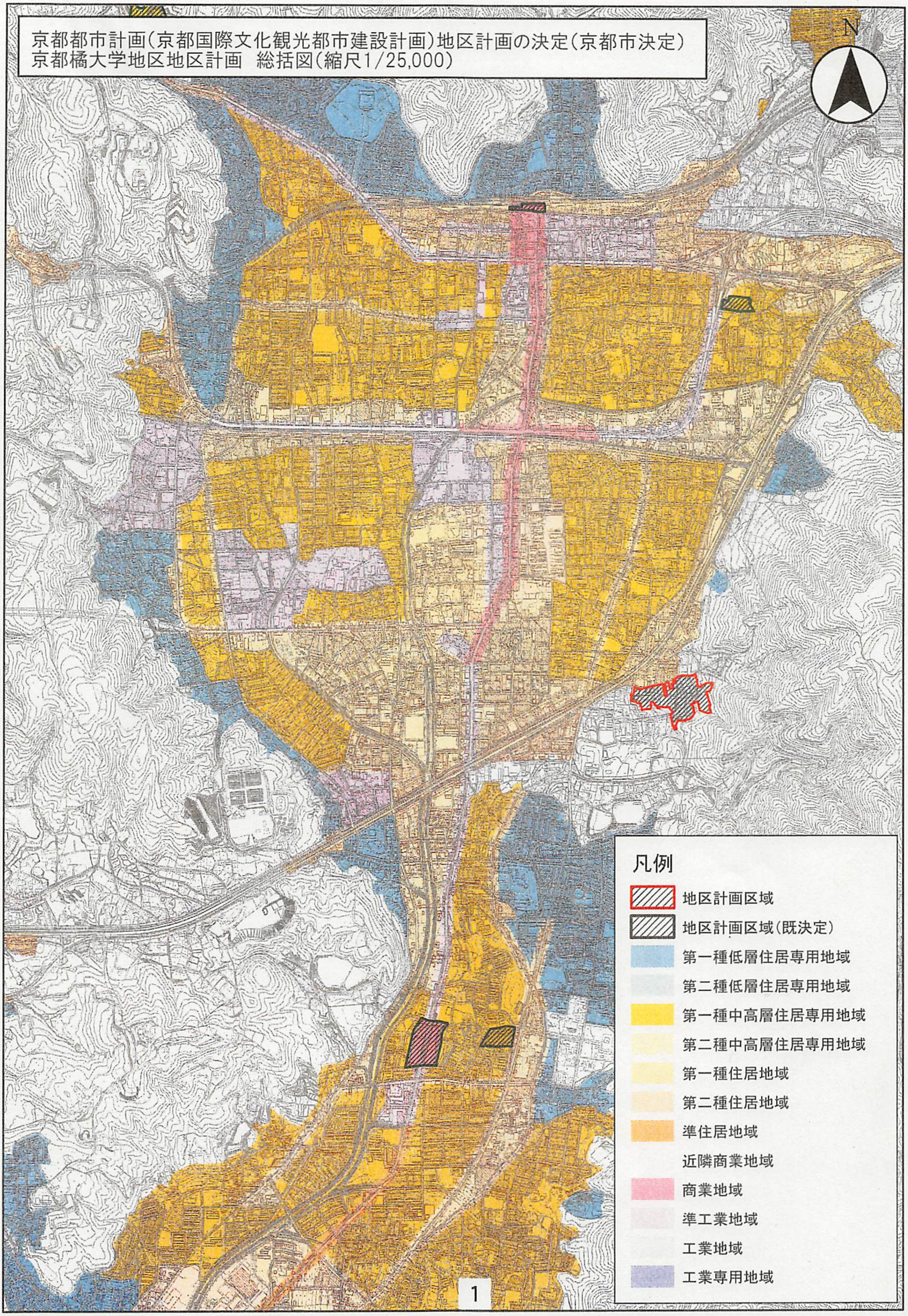

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定（京都市決定）
京都橘大学地区地区計画　計画図（縮尺1/2,500）

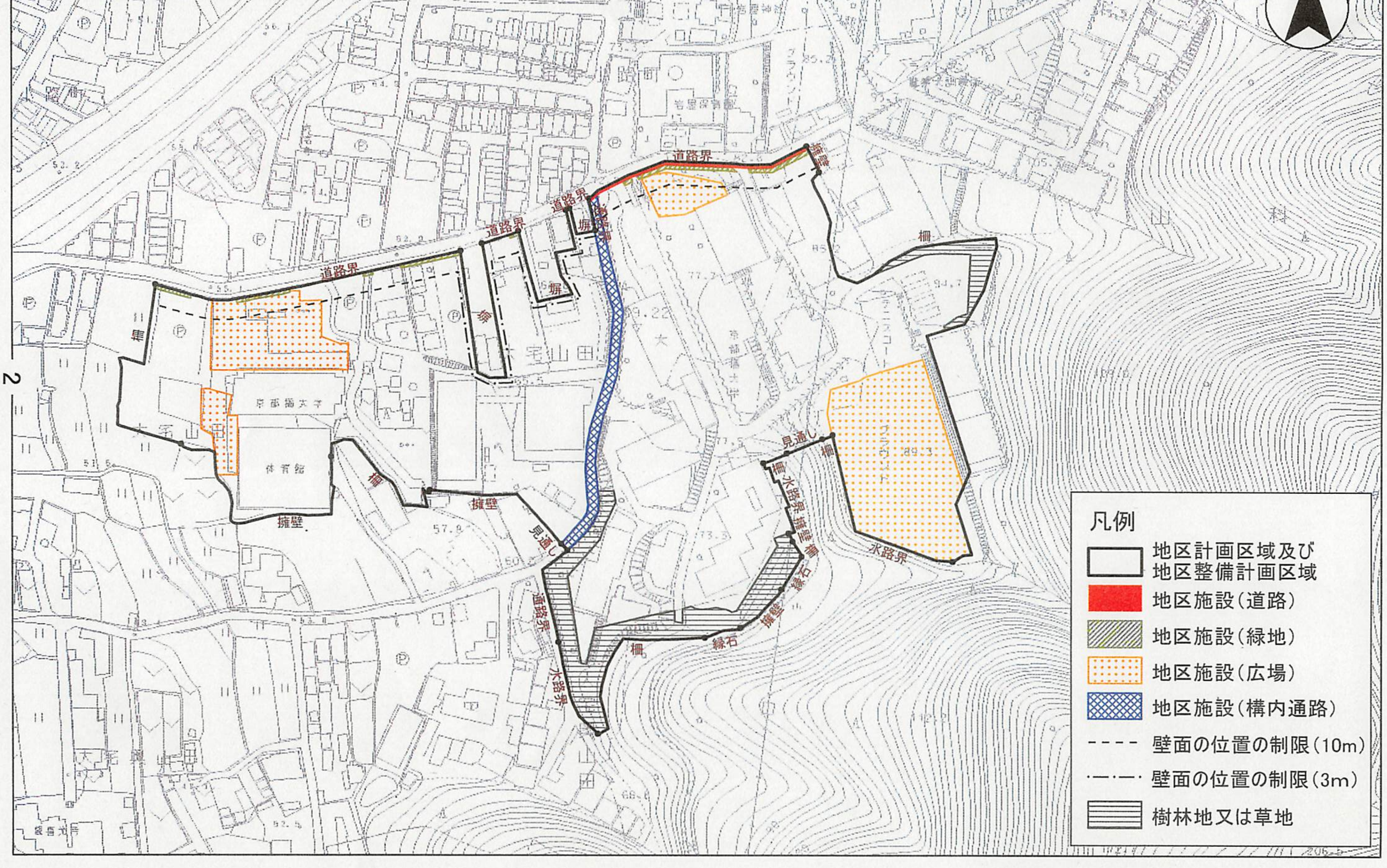

資料２－２

計議第２９１号議案参考資料１

計議第２９１号議案　京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の決定（京都市決定）
（京都橘大学地区地区計画）

目次	P. １　計議第２９１号議案　理由説明書

理由説明書

京都市は，現在３８の大学が集積する「大学のまち」「学生のまち」であり，「都市計画マスタープラン」や「大学のまち京都推進計画」に基づき，大学や研究所等が有する学術研究機能の高度化を伴う整備計画に対する支援を行っているところである。

京都橘大学は，昭和４２年，山科盆地の緑豊かな東麓部に位置する本地区において，橘女子大学として開校した。現在約５千名規模の学生を擁する総合大学として，地域にも開かれた施設環境整備を進めきたところであり，今後さらに，社会ニーズに対応した教育・研究環境の充実を図ることとしている。

本都市計画は，総合大学としての多様な機能を備えた本地区において，地区計画を策定することにより，今後も引き続き，周辺の自然景観や居住環境と調和した，秩序ある良好な大学関連施設の整備を誘導しようとするものである。

資料２－３

計議２９１号議案参考資料２

計議第２９１号議案　京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の決定（京都市決定）
（京都橘大学地区地区計画）

目次	P. １　計議第２９１号議案　意見書要旨

都市計画案に対する意見書要旨

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
計議第２９１号議案　　地区計画の決定（京都市決定）
（京都橘大学地区地区計画）

縦覧期間　　令和元年６月１０日から令和元年６月２４日まで
意見書数　　１通
意見件数　　３件

都市計画の案に対する意見種別の集計表

意見の種別	意見の内容	意見件数
その他 （大学に対する意見）	○　山や田畑の自然が残された地域であったが，大学の広大化に伴い，自然が破壊されており，工事に反対である。 ○　住宅地であり，学生が増えても周辺住民には恩恵はなく，住宅地としての魅力が下がる。 ○　学生や工事車両等の増加，バスの流入などにより，交通の悪化が顕著となり，様々な騒音も感じる。	3
	小計	3
合計		3

注：意見件数は，意見の種別ごとに当該種別の意見の件数を集計したものであり，１通の意見書の中に複数の種別の意見がある場合には，重複するため，意見書の提出数とは異なる。

計議第291号議案　説明資料

資料２－４

計議第291号議案
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の決定（京都市決定）
（京都橘大学地区地区計画）

令和元年８月
京都市

1　地区の概要

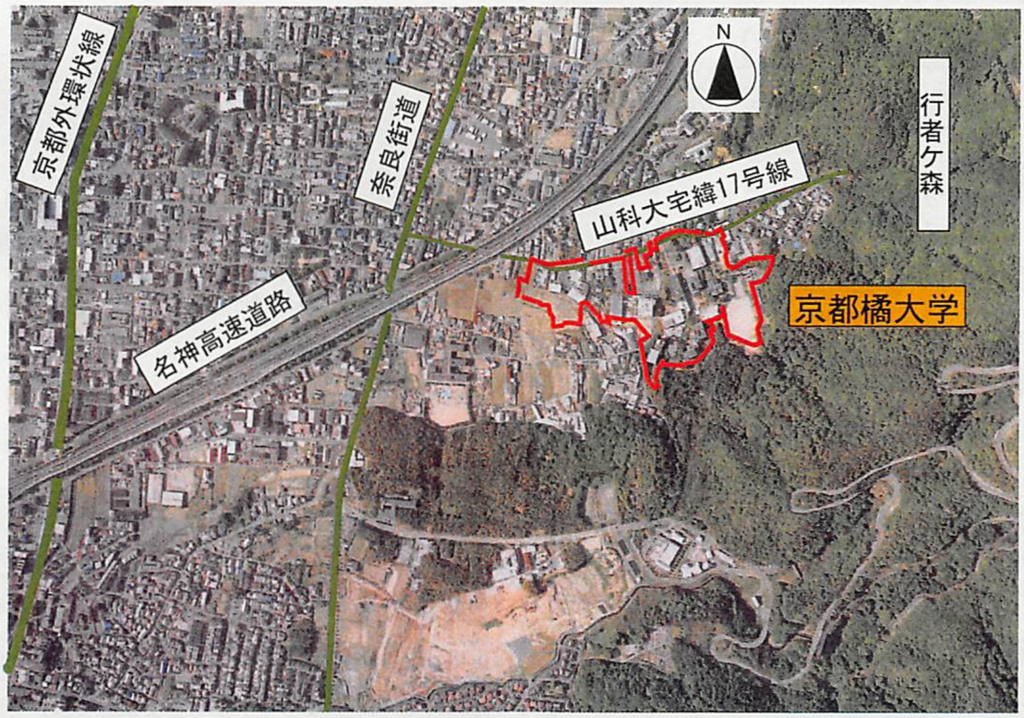

・京都橘大学地区　約6.3ha
・山科盆地の東麓部に位置し，緑豊かな行者ケ森を背景に，住宅市街地に隣接したキャンパス

2 現在の都市計画の概要

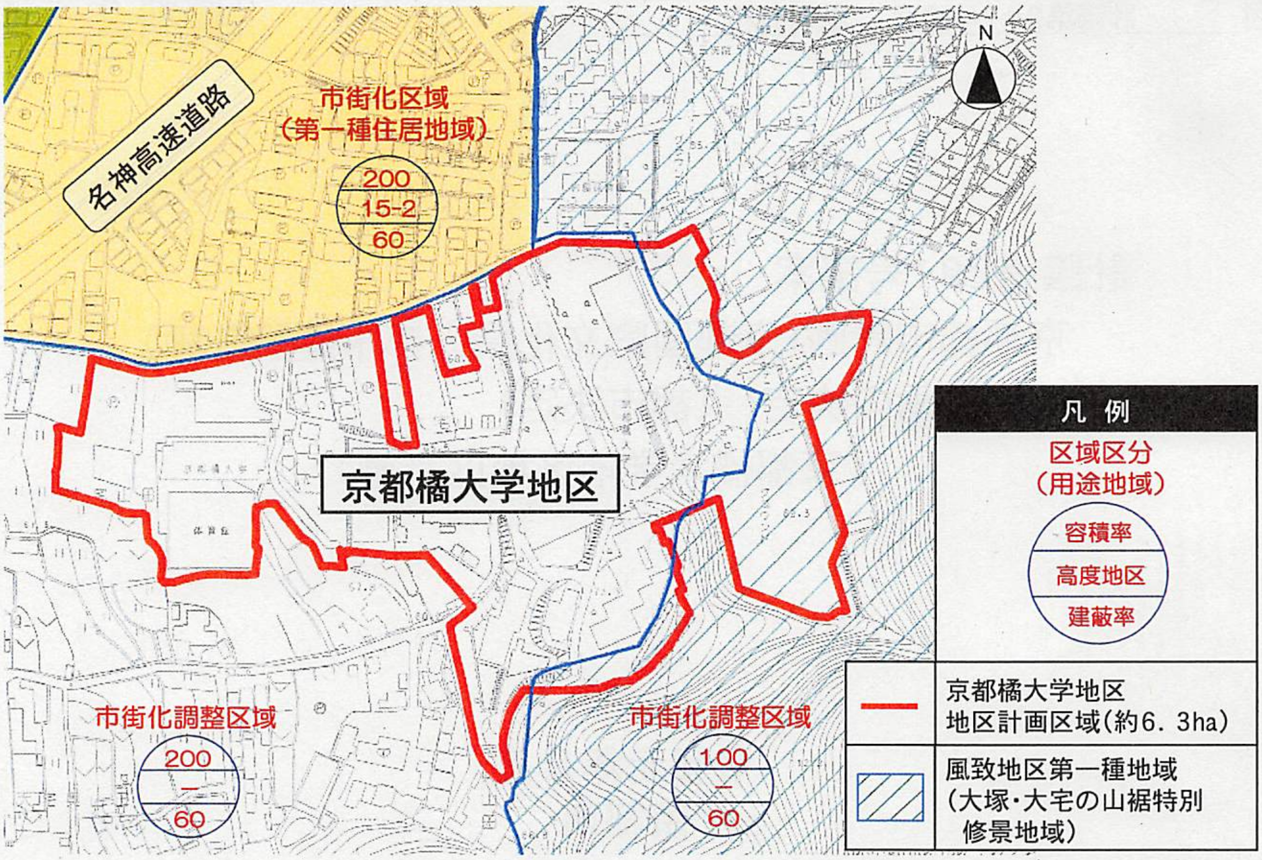

3 京都橘大学のこれまでの主な経過

昭和４２年（1967）
現在の場所で橘女子大学が開学

開学当時の大学（校舎は現存しない）

昭和４６年（1971）
本地区が市街化調整区域に指定

平成１７年（2005）
京都橘大学に改称，男女共学の総合大学へ

現キャンパスを北側から望む

令和元年度（2019）現在
６学部１３学科，約５千人規模の総合大学に

4 第2次マスタープラン2019-2026（京都橘学園）

- 学校法人京都橘学園が，大学をはじめとする学園全体の将来像を示す長期計画として，第１次マスタープラン2022を平成27年に策定（現行のプランは，平成31年からの第２次計画）
- 京都の総合大学として，大学を中軸に存在感のある総合学園を目指す。

大学施設の長期ビジョン

- 教育体制を強化し，社会で活躍する人材を育成する
- 研究力を高め，教育及び社会に貢献し，存在感を示す
- 産学公地域連携を推進し，地域，教育，広報に貢献する
- 学生のサークル活動と社会貢献を促進する
- 就職支援体制を強化し，学生のキャリアを実現する
- 山科とキャンパスの魅力及び安全性を高める施設整備を行う

⇩

周辺の居住環境や自然景観と調和し，地域の安全・安心に貢献する，開かれたキャンパス施設の整備等

5 本市の政策における位置付け

大学のまち京都・学生のまち京都推進計画

大学施設整備の支援・誘導
- 各大学の個性を活かした施設整備に対する総合的な支援を実施

京都市都市計画マスタープラン

京都の魅力を高める土地利用
⇒大学のまちとしての土地利用の誘導
- 周辺生活環境との調和を図りつつ，学術研究機能と地域とが共存したまちづくりを促進

⇩

地区計画の策定 ⇨
- 学術研究機能の充実
- 自然景観や居住環境との調和

6　地区計画の目標・方針について

地区計画の目標

■　周辺の自然景観や居住環境と調和した，秩序ある良好な大学関連施設の誘導を図る。

区域の整備，開発及び保全に関する方針

（１）土地利用に関する方針

■　地域に開かれたゆとりある大学施設を整備するとともに，地域の安全性の向上に貢献する。

■　樹林地の保全等により周辺の自然景観や居住環境と調和した土地利用の誘導を図る。

6　地区計画の目標・方針について

区域の整備，開発及び保全に関する方針

（２）地区施設の整備の方針

■　施設利用者や地域住民等が散策できる構内通路や，歩行者等の安全性に資する緑地を備えた道路を整備し，地域に開かれた潤いのある環境づくりに貢献する。

■　災害時に地域住民等が利用する体育館等の避難所の機能向上に資する広場を整備することで，地域の安心・安全に貢献する。

（３）建築物等の整備の方針

■　建築物の用途を大学関連施設に限定するとともに，既存校舎群による統一感のあるキャンパスの景観を継承しつつ，建蔽率や高さの最高限度等，建築物の制限を定めることにより，周辺の自然景観や居住環境と調和のとれた，ゆとりある良好なキャンパスの環境の形成を図る。

7　地区整備計画の内容

地区整備計画では，以下の７項目を定めます。

- ①地区施設の配置及び規模
- 建築物等
  - ②用途の制限
  - ③容積率の最高限度
  - ④建蔽率の最高限度
  - ⑤高さの最高限度
  - ⑥壁面の位置の制限
- ⑦樹林地又は草地の保全

7　地区整備計画の内容（地区施設）

①地区施設

災害時に地域住民等が利用する避難所の機能向上に資する広場
計　約８，６００㎡

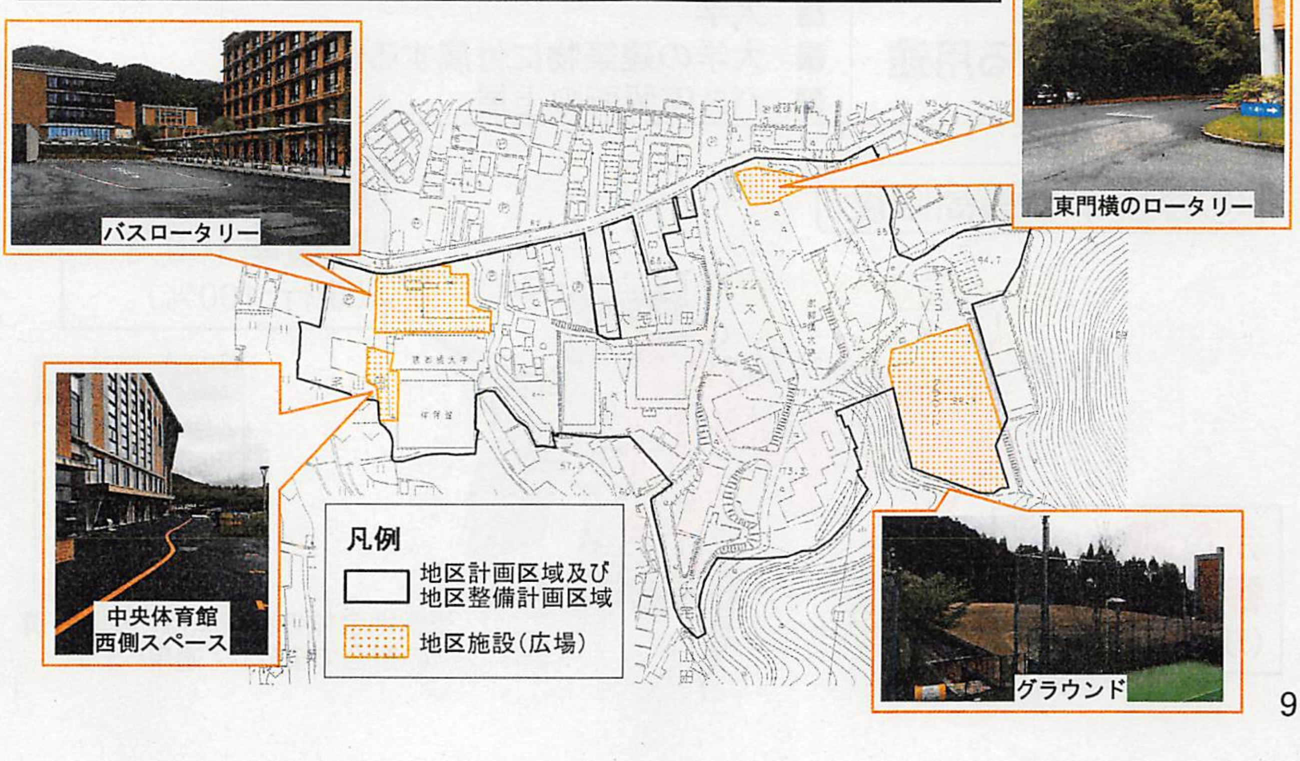

7　地区整備計画の内容（地区施設）

①地区施設

周辺環境に配慮した緑地
約340㎡（道路沿道に約2m）

歩行者等の安全性に
資する道路
（拡幅部）
幅員：２ｍ
延長：約１１５ｍ

施設利用者や地域住民等
が散策できる構内通路

幅員：５ｍ
延長：約１８５ｍ

7　地区整備計画の内容（建築物）

周辺の自然景観や居住環境と調和のとれた，ゆとりある良好なキャンパスの環境の形成を図るため，建築物の制限を定めます。

②用途の制限

建築できる用途	■ 大学 ■ 大学の建築物に付属するもの ■ バス停留所の上屋

③容積率の最高限度

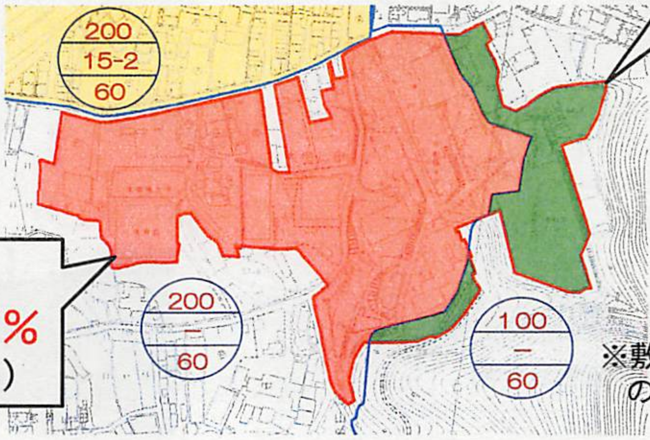

緑色部分：
容積率100％
（現行：100％）

赤色部分：
容積率150％
（現行：200％）

凡 例
（現行の制限）
容積率
高度地区
建蔽率

※敷地全体の容積率は，敷地面積の割合で按分して適用します。

7　地区整備計画の内容（建築物）

④建蔽率の最高限度
⑤高さの最高限度

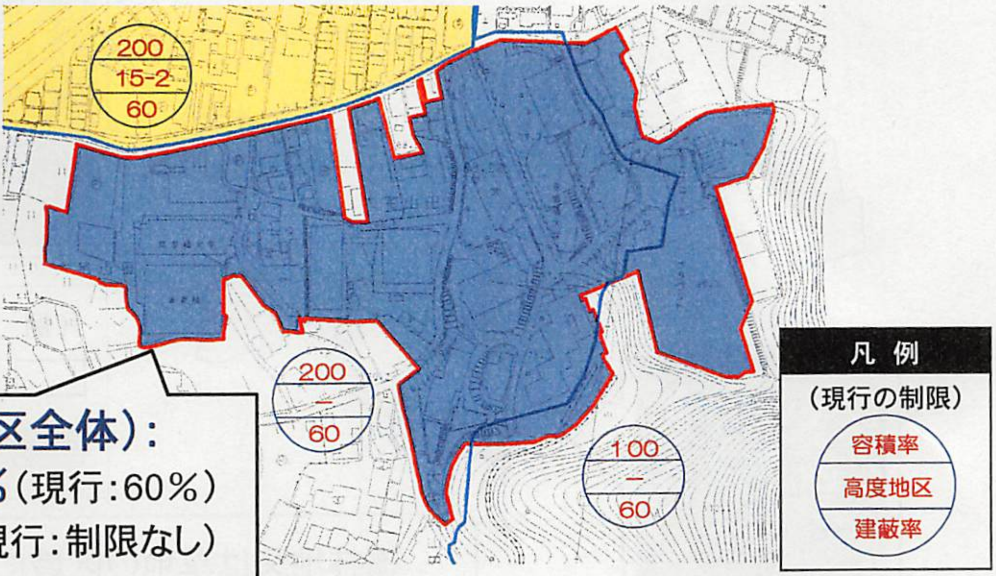

青色部分（地区全体）：
■建蔽率35％（現行：60％）
■高さ31m（現行：制限なし）

7　地区整備計画の内容（建築物）

⑥壁面の位置の制限

敷地北側の道路境界線から１０ｍ
敷地北側の隣地境界線から　３ｍ

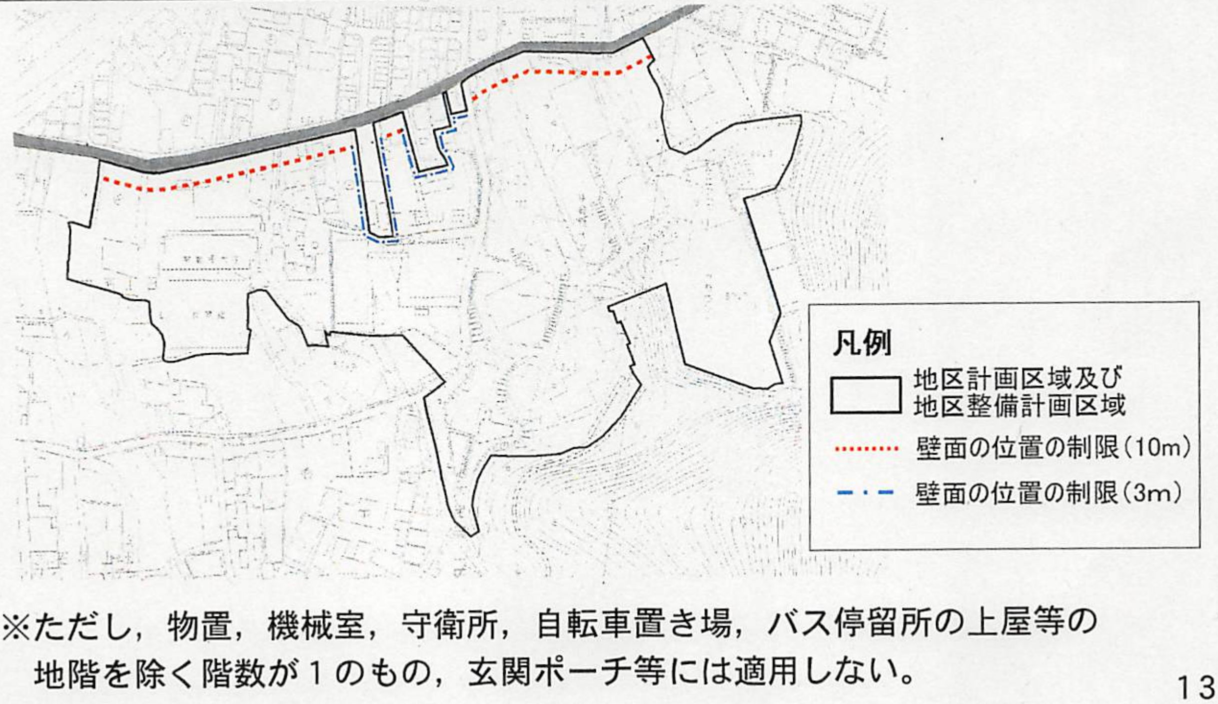

※ただし，物置，機械室，守衛所，自転車置き場，バス停留所の上屋等の地階を除く階数が１のもの，玄関ポーチ等には適用しない。

7 地区整備計画の内容（樹林地又は草地）

⑦樹林地又は草地の保全

山すそ付近の緑豊かな樹林地や草地を保全し，周辺の自然景観との調和を図ります。

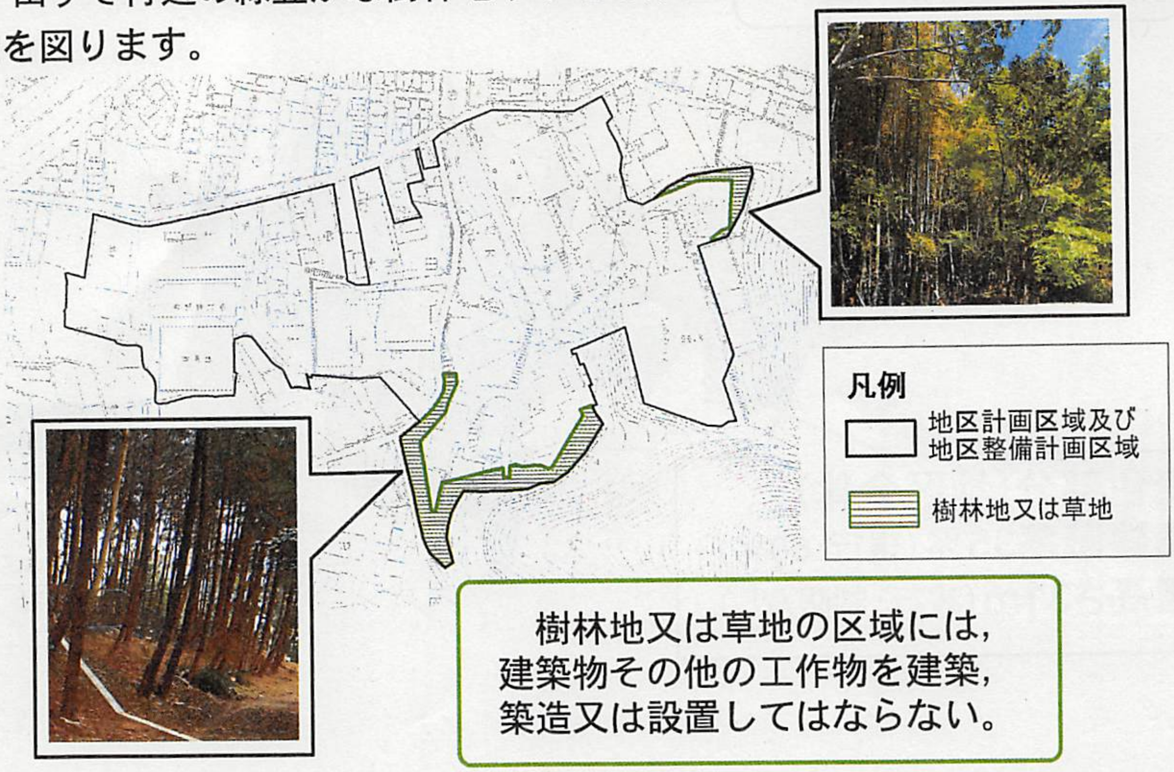

樹林地又は草地の区域には，建築物その他の工作物を建築，築造又は設置してはならない。